

柿の実保育園 重要事項説明書

改定日：令和 6 年 4 月 1 日

保育の提供の開始にあたり，当園が保護者に説明すべき内容は，次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人前田福祉会
所在地	浦添市前田 1-11-17
電話番号	098-878-2171
代表者氏名	理事長 石川 君子

社会福祉法人前田福祉会は次の基本理念に基づき運営を行っております。

基本理念

- 子ども・保護者・職員・地域みんなの今・未来が輝くことを使命とする

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	柿の実保育園
施設の所在地	浦添市前田 1-11-17
連絡先	電話番号 098-878-2171 F A X 098-878-2176
管理者	園長 石川 慧
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする小学校就学前児童
定員	満 3 歳以上の児童 48 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 36 人 満 1 歳未満の児童 6 人 合計 90 人
利用定員	満 3 歳以上の児童 48 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 36 人 満 1 歳未満の児童 6 人 合計 90 人
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日
事業所番号	47-208-51-00020-7

3 サービスの目的・運営方針

柿の実保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 1 当園は、入園する全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、家庭を離れる時間の長い子ども達に温かい家庭的な保育を提供する。
- 2 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意思及び人格を尊重し、子どもの立場に立って保育を行い、子どもの持っている無限の能力を伸ばす保育を行う。
- 3 家庭及び地域との結び付きを重視するとともにその支援を行い、沖縄県、浦添市、小学校、その他学校又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	632 m ²
	園庭	368.65 m ²
園舎	構造	RC造
	延べ面積	877.48 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	チューリップ組
ほふく室	1室	チューリップ組
保育室	5室	たんぼぼ組保育室、すみれ組保育室、さくら組保育室、柿組（4・5歳児クラス）
調理室	1室	1階
図書室	1室	2階
子育て支援センター	1室	2階

5 職員の設置状況

園長、副園長、主任保育士、副主任保育士、保育士、子育て支援員、保育補助職員、事務員、管理栄養士、調理員（調理師）、用務員、看護師
嘱託医、嘱託歯科医

当園では、「浦添市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日浦添市条例第22号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記のとおり職員を配置しています。

6 保育の利用開始

当園は、浦添市から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとする。

7 保育の利用終了

当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- 1 利用子どもが小学校に入学したとき
- 2 利用子どもの保護者が、法令に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 3 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

8 保育を提供する日・提供しない日

- 1 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
- 2 保育を提供しない日は次のとおりとする。
 - 1 日曜日、国民の祝祭日
 - 2 年末年始（12月29日から1月3日まで）
 - 3 慰霊の日（6月23日）

9 保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとします。

1 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日の午後6時から午後7時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

延長保育の利用料金は、「24 保護者負担金」の表にて示す通りです。

2 保育短時間認定に係る保育時間

短時間保育認定に係る保育時間については、下記①又は②の時間帯のうちどちらか保護者が指定した時間とする。

- 1 午前8時から午後4時までの8時間の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 午前9時から午後5時までの8時間の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午後6時までの範囲内で、短時間延長保育を提供いたします。

短時間延長保育の利用料金は、「24 保護者負担金」の表にて示す通りです。

※ 保育利用におけるお願い

お迎え時間の協力	令和5年度は保護者の皆様のご理解とご協力を賜り、円
----------	---------------------------

<p>のお願い</p>	<p>滑な運営を行うことが出来ました。大変恐縮ですが令和6年度も引き続き、保育士の労務管理及び保育人材の安定確保、そして子どもの情緒の安定を図るため、保護者の皆様にはお仕事が終わりましたら可能な限り早くお迎えに来ていただけるようお願い致します。</p>
<p>土曜日の可能な範囲での家庭保育のお願い</p>	<p>子どもにとって保育園は大人のお仕事と同じように心身ともに疲れるものです。</p> <p>柿の実保育園では、一番大好きなご家族と週末にゆったり過ごすことで、子どもの情緒が安定し平日に安定して元気に保育園へ登園できるようになると考えております。</p> <p>同時に、保育士の労務管理及び保育人材の安定確保の面でも、土曜日登園人数が少ないことによって適切に職員の週休の確保ができるとともに土曜日での保育教材等の準備作成や残業の抑制が可能となるため、土曜保育の利用については、お仕事がお休みの保護者の方においては、可能な限りで家庭保育のご協力をお願い致します。</p>

1 0 登園・降園時の時間記録

当園では、登園時間、標準時間保育認定子どもの延長保育及び、短時間認定子どもの短時間延長保育の利用に関して QR カードでの記録を通して日付、時間等を記録し利用に応じて利用料の請求を行います。

つきましては、保護者の皆様及び代理で登園・降園を行う方へ QR カードでの打刻記録の徹底をお願い致します。

※ QR カードでの登園・降園の記録に関しては、保育認定時間及び延長保育の利用に関わらず、全園児が記録を行っていただきますようお願い申し上げます。

1 1 保護者支援

当園は、利用子どもの保護者に特定教育・保育の提供するに当たって子育ての支援、相談及び助言を行う。

当園が行う保育及び行事に関する情報（園便り、クラス活動の写真掲示、ドキュメンテーション、給食献立表など）を利用子どもの保護者に対し提供し円滑な保育運営を図るものとする。

1 2 保護者との連絡・連携

当園は、常に保護者と口頭、文書、はいチーズシステムなどを活用し必要に応じた連絡を実施するとともに、密接な連携を保ち、保育方針、児童の成長、健康状況、保育園運営等について保護者との連携を図るものとする。

1 3 提供する保育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守するとともに保育所保育指針に基づき、事業内容に配慮しつつ以下の保育内容を提供

する。

保育理念

- 環境を通して子どもが主体性を持ち、個性と社会性を十分に伸ばす保育を行う。

保育方針

1. 心身ともに健康で豊かな個性を育む保育を行う。
2. 基本的な生活習慣やマナーを育む保育を行う。
3. 人・環境との関わりを通して愛情やモラル等の豊かな社会性を育む保育を行う。
4. 環境を通して日常生活の手法・感覚・文化・言語・数への興味の芽生えと個々に応じた発展を支える保育を行う。

保育目標

- 素直で明るい元気な子
- 思いやりのある子
- 考えて行動し最後までやりとげる子

提供内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日内閣府・文部科学省。厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①教育・保育及び延長保育の提供

上記9に記載する時間において保育を提供します。

②保育の特色

- ・ モンテッソーリ教育
環境を通して、子ども自らの興味・意欲を刺激し、子どもの自己教育力を引き出すことで、主体性や集中力、考える力を育てます。
- ・ はだし保育
園庭での屋外活動及び3歳児クラスまでの全園児が室内での保育をはだしで過ごすことで土踏まずの形成などの後押しを行い、また足裏から伝わる冷たい、熱い、ごつごつ、ふわふわ、ぐらぐら等の様々な情報を感じ取ることで脳の発達と場所に合わせた歩き方なども身につける狙いがあります。
- ・ 異文化への関わり
外部講師の指導の下、英語に親しみ、異文化への興味・関心を育て、英語での簡単な表現や会話を楽しめることを目標としています。
- ・ 栽培活動
作物を育てることや観察を通して、食材への興味関心を育てると同時に子ども自ら調理し食べることで食の意欲後押しし、食育へと繋がります。

- ・ 柿の実太鼓
4歳及び5歳児クラスでは、琉球太鼓を基本とした創作太鼓を体験しそれまでに培ったリズム感を活かして太鼓の演舞など表現を楽しみます。
- ・ 体験活動
子ども達の興味関心から様々な学びへと展開するため、楽器、自然体験、クッキング、畑での野菜栽培、工作など、子ども達との体験活動を多く取り入れています。

③食事の提供

当園では、専属の管理栄養士が作成した給食の献立を活用し、利用子どもに食事を提供し、適切な栄養管理を行うことで食を健やかな成長へつなげます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	10時45分頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児		11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。医師診断書に基づいて除去食・代替食等の提供を行います。

④年間行事

入園式、弁当会（6月～翌年3月までおおよそ月1回）、誕生会、運動会、生活発表会、ひな祭り、宿泊保育、親子遠足、クリスマス会、新年お楽しみ会、豆まき会、卒園式等の行事を行います。

- ※ 行事については、感染症の状況やクラスの間取りによっては、時期の変更や、開催の有無、開催方法の変更などがあります。

⑤健康管理

当園は、常に利用子どもの健康を管理するため、内科・歯科検診を（年2回）

実施し、尿（年 2 回）身体測定（毎月）、4・5 歳児の毎食後のフッ素洗口

職員の健康診断を実施し、調理職員等給食関係者及び乳児担当職員の検便は毎月実施する。

⑥一時保育

一時保育は、その保育を受ける子どもの年齢に応じたクラス受入の余裕がある場合に限り受け入れます。

⑦欠席

保護者は、児童が欠席する場合、または、登園時刻が 9 時 30 分を過ぎる際は午前 9 時までには、はいチーズノートでの連絡、または保育園へ電話にて届け出るものとします。（電話での連絡を推奨 Tel 098- 878-2171）

⑧休園

園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めた時は休園を命じることができる。

伝染病に関する基本的な対応は別添の感染症対応表のとおりとする。

感染症対応表は学校保健法の改正や当園の実情を踏まえて予告なく改正することがある。また、改正があるときはその都度保護者へ情報提供を行う。

⑨衛生管理

保育園施設内の整備、調理室の衛生管理、食器類及び調理器具の清掃消毒、トイレの清掃、（1 日 1 回以上）、冷蔵庫、食器乾燥機の清掃、1 週間に 1 回以上、施設内外の重点清掃（年 3 回）、施設内のワックス塗り替え（年 2 回）、砂場の薬剤消毒（年約 5 回）、砂場の砂の補充、クーラー清掃、冷房機の管理、貯水槽清掃（年 1 回）、水質検査（年 1 回）、寝具類の日光消毒管理（適宜）などを行う。

⑩安全管理

保育時間内の施設の安全対策（門、玄関の施錠 9:30～16:00）保育園施設内外の安全点検、不審者等への防犯対策、遊具類の点検管理を行う。

※ 園児の送迎時にご両親以外の方が来園する場合は、必ずその都度ごとに保育園へ「両親以外の送迎であること」、「送迎のため来園する方の氏名」の2点を連絡行ってください。

1.4 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市に対し、当該市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

※ 利用者負担金のうち、実費分を徴収したが使用しなかった分について、また、給食費のうち新型コロナウイルス感染症に関する自宅待機及び休園、家庭保育の協力要請期間に関して浦添市の保育料減免対象期間中については、同様に給食費の返還等の対応を実施する。

1.5 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	みゆき小児科
医院長名	山川 美由紀
所在地	浦添市前田3丁目3-8
電話番号	098-878-5828

② 歯科

医療機関の名称	上原歯科クリニック
医院長名	川畑 剛
所在地	浦添市仲間3丁目23番2号
電話番号	098-879-1555

1.6 緊急時の対応

(1) 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることとします。

保護者への連絡は、事前に家庭調査票等で記入していただいた緊急連絡先等へ連絡を行います。

※緊急連絡先及び住所の変更があった時は速やかに園へ届け出てください。

(2) 当園は、事故の状況や事故の際して採った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。

1.7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。 緊急避難場所 第1避難場所：保育園駐車場 第2避難場所：前田自治会館 第3避難場所：前田小学校 第4避難場所：浦添陸上競技場
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・消化器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電話 有 ・非常用排煙設備 有 災害時の備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用自家発電機 ・災害対策用浄水装置 ・災害時使用可能井戸 ・災害対策用ガソリン式コンロ ・災害対策用備蓄食料（アレルギー対応） 1週間分
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
不審者対策訓練	年間2回想定条件を変えながら実施しています。

1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 仲村 志保 ・責任者 園長 石川 慧 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 098-878-2171 FAX 098-878-2176 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	喜久川廣子 民生員・児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を玄関外へ設置しています。

1 9 児童虐待防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対するその研修その他必要な措置を講じるものとします。

2 0 秘密保持

- 1 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めがある場合は除く。

2 1 施設内の禁止行為

職員及び保護者及び見学者、来訪事業者等は施設内及び関連敷地内で次の行為を行ってならない。

- 1 危険を排除する目的以外で子どもの利益を著しく害する行為。
- 2 意見や苦情の範囲を逸脱して、子どもや他の職員及び他の保護者の人権や名誉を傷つける行為。
- 3 宗教、習慣、または商業目的等により自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃、勧誘、物を売りつける行為
- 4 指定した場所以外で火気を使用すること。
- 5 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 6 故意又は無断で、施設もしくは備品もしくは人員等に損害を与え、またこれらを施設外に持ち出すこと。

※上記行為が認められた場合、当該行為を働いた者に厳重に注意を行うこととし、注意を受けてなお改善しない場合は、懲戒または施設の利用及び出入りに関する調整を行うこととする。

2 2 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター・損保保険ジャパン日本興和
保険の種類	災害共済給付制度・保育園賠償責任保険
保険の内容	医療費（免責 5,000 円）、障害見舞金、死亡見舞金

2 3 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内（駐車場を含む）はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は当然自由が保障されますが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
駐車場利用の注意点	<p>駐車場では安全管理のため、次の行為を禁止します。</p> <p>保育園利用以外での無許可駐車、不必要な長時間駐車、駐車場で子どもを遊ばせる行為、駐車場で園児及び児童等から目を離すこと、その他駐車場で危険が予想される行為を禁止します。これらの行為が認められた時は駐車場の利用をお断りさせていただく場合があります。</p> <p>※ 当該駐車場及びその周辺にて保護者管理の下で発生した事故に関しては当園では一切責任を負いませんのでご了承ください。</p>
保育園前道路利用の 注意点 (別紙資料 2 参照)	<p>登降園の時間帯（7：00～9：00及び16：00～18：00）における、保育園前道路の利用方法について、道幅が非常に狭いため、自動車同士では、すれ違うことが困難です。つきましては、自動車を使用しての登降園時は、園周辺の安全及び混雑の防止のため当該道路への進入は坂の下側から、退出時は大通り方向へお願いします。逆方向からの進入は登降園時の渋滞の原因となりますのでご遠慮くださいますようお願い致します。</p> <p>また、道路交通法上の違反（シートベルトやチャイルドシートを使用しない状態での走行を含む）のある場合は駐車場及び当法人施設の利用をお断りさせていただく場合があります。</p> <p>保育園前の道路は、施設運営及び保育運営のため当園所有車両又は職員所有車両又は業務にかかわる機関及び事業者の車両を停車・駐車し作業を行うことがあります。その際は、可能な限り登降園時間を避けるとともに周囲への安全に常に配慮しつつ迅速に作業を完了させることとします。</p>

2 4 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

給食費

3歳以上のクラスに通う園児の給食費を月額 6,500 円（主食費 700 円、副食費 5,800 円）とする。ただし浦添市の規定により免除されるものを除く。

- ・給食費の金額
月額 6,500 円（主食費 700 円、副食費 5800 円※）
- ・給食費の支払い日
毎月 17 日（17 日が金融機関休業の場合は翌営業日）
- ・給食費の支払方法

料金徴収代行業者「リウコム」により保護者の指定銀行口座より自動引き落としを行う。ただし、口座登録等事務手続きが引落日に間に合わない場合に限り、給食費を給食費専用徴収袋に入れ登降園時に玄関内の徴収箱

に提出していただきます。

※ 副食費に関しては、世帯ごとの収入により市の条例で免除される場合があります。免除の対象は浦添市の保育課（こども未来課）にて決定しておりますので、免除に関するご質問等は保育課までご相談ください。

給食費に関する注意事項

- ・ 給食費は月額での徴収となります。
- ・ 主食費 700 円は条例等による免除が無い場合、さくら組以上のクラスの全園児が徴収対象となります。

保育教材・個人用品（年間額）

クラス	内容
チューリップ	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、帽子 1080 円、修了写真代金 600 円
たんぽぽ	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、自由画帳 110 円、帽子 1080 円、体育着上着 1840 円、体育着ズボン 1840 円、修了写真代 600 円
すみれ	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、自由画帳 110 円、クレヨン 510 円、粘土 340 円、帽子 1080 円、体育着上着 1840 円、体育着ズボン 1840 円、修了写真代金 600 円
さくら	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、自由画帳 110 円、クレヨン 510 円、粘土 340 円、帽子 1080 円、体育着上着 1840 円、体育着ズボン 1840 円、修了写真代金 600 円、
柿 年中	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、自由画帳 110 円、クレヨン 510 円、粘土 340 円、帽子 1080 円、体育着上着 1840 円、体育着ズボン 1840 円、修了写真代金 600 円、月刊誌「チャイルドブック ゴールドみんなともだち」 440 円×（12 ヶ月分）
柿 年長	お便り入れ 110 円、氏名ゴム印 550 円、自由画帳 110 円、クレヨン 620 円、粘土 340 円、帽子 1080 円、体育着上着 1840 円、体育着ズボン 1840 円、修了写真代金 600 円、宿泊保育費用（宿泊保育内容により保護者と相談の上決定）、月刊誌「チャイルドブック かんがえる」 440 円×（12 ヶ月分）、卒園記念アルバム（園と折半） 8250 円

※氏名ゴム印、帽子、体育着上着、体育着ズボン等、一部物品・教材に関して在園児ですでに所有している物品については新規購入の必要はありません。

※在園児、新入園児の負担金金額差は、在園児がすでに購入済みの物品・教材（氏名ゴム印、帽子、体育着上着、体育着ズボン、等）を新規で購入しない場合の金額となっております。

※物品価格は消費税率の変更又は取扱業者の状況等により変更になる場合があります。また、物品価格が変更になった場合は必要に応じてお知らせいたします。

園負担教材	モンテッソーリ教材、画用紙、シール、折り紙、のり、セロテープ、ボンド、絵具、文字のけいこ用紙、ぬり絵、色鉛筆、鉛筆、絵本（各クラス用）、パレットマーカー、その他教材
-------	--

時間外保育に係る利用者負担（延長保育）

保育標準時間認定の方

18：00～19：00（1時間）	月契約 3,000円	当日利用 300円
------------------	------------	-----------

延長保育は、月契約の場合、毎月1日に申請書を提出いただき、10日までに料金をお支払いください。

月契約によらない一日ごとの延長保育の場合、申請書は不要ですが、利用料金は月末締めで利用回数を集計し、お知らせしますので、翌月15日までにお支払いいただきます。

保育短時間認定の方

短時間延長保育料（1時間）	月契約 2500円	当日利用 250円
短時間延長保育料（2時間）	月契約 3500円	当日利用 500円
短時間延長保育料（3時間）	月契約 5000円	当日利用 750円
18時～19時の延長保育	月契約 3000円	当日利用 300円

短時間延長保育料は、月契約の場合、毎月1日に申請書を提出いただき、10日までに料金をお支払いください。

月契約によらない一日ごとの短時間延長保育の場合、申請書は不要ですが、利用料金は4月～2月までは、月末締めで利用回数を集計しお知らせしますので、翌月15日までにお支払いいただきます。

3月分に関しては、卒園児がいる関係で日々払いになりますのでご容赦くださいますようお願い致します。

※ 当園では、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

重要事項説明同意書

（保護者控え）

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：柿の実保育園
説明者職名：園長 石川 慧

私は、本書面に基づいて柿の実保育園保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：
児童氏名：
保護者氏名： 印
児童から見た続柄：

重要事項説明同意書

(保育園控え)

柿の実保育園における保育の提供を開始するに当たり、柿の実保育園重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：柿の実保育園

説明者職名：園長 氏名 石川 慧

私は、本書面に基づいて柿の実保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

柿の実保育園

園長 石川 慧 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

令和5年3月25日

保護者各位

柿の実保育園
園長 石川 慧

ホームページ等を活用した当園広報活動への写真掲載の協力願い

当園では、園児募集または職員の採用を目的に当園の保育内容及び業務又は福祉的取り組みを広く周知するために園児及び保護者又は職員、教具・用具、備品等の写真をホームページ等へ掲載することがあります。

つきましては、下記の事項を確認の上、ホームページ等への掲載に関して不都合などがございましたら調査表にてその旨お知らせくださいますようお願い申し上げます。

掲載を想定する媒体

・柿の実保育園ホームページ

※アップ前に写真を個別に保護者様へ確認させて頂き許可頂いたもののみアップさせていただきます。

・柿の実保育園Instagram

※お子様の顔が映りこまない・個人が判別できない写真のみ使用

※ ホームページ等を活用した広報活動への写真の掲載にのみを対象とした調査です。ご協力いただいた園児様の写真等については広報以外の用途には一切利用致しません。

※ 写真に関しては、明らかに個人の特が不能な写真に関しては同意の有無に関わらず、当園の判断で利用させていただくことがありますのでご了承いただきますようお願い致します。

※ ご協力いただいた場合においても、不適切と判断した写真の使用は一切いたしません。

キリトリ

ホームページへの写真掲載に関するご協力の可否に関する調査票

写真のホームページ等掲載に関して同意 できる ・ できない

園児氏名：

園児クラス名

保護者氏名：